

第 3 回

鹿児島地区合併協議会

日 時 平成 1 5 年 4 月 1 5 日 (火) 午後 3 時 3 0 分

場 所 かごしま市民福祉プラザ
5 階大会議室

目 次

〔報 告〕

- (1) 鹿児島地区合併協議会幹事会規程の一部改正について・・・ P 1
- (2) 鹿児島地区合併協議会専門部会規程の一部改正について・・・ P 4
- (3) 鹿児島地区合併協議会財務規程の一部改正について・・・ P 11

〔議 案〕

- 第 9号議案 合併の期日について（第2回協議会提案：継続協議）・・・ P14
- 第10号議案 市町村建設計画の原案策定方針について
（第2回協議会提案：継続協議）・・・ P 18
- 第11号議案 平成15年度鹿児島地区合併協議会の事業計画について・・・ P21
- 第12号議案 平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算について・・・ P23
- 第13号議案 合併協定項目の調整方針について・・・ P26
- 第14号議案 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて・・・ P30
- 第15号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて・・・ P36
- 第16号議案 一般職の職員の取扱いについて・・・ P42
- 第17号議案 事務組織及び機構の取扱いについて・・・ P45
- 第18号議案 条例、規則等の取扱いについて・・・ P49

報告

(1) 鹿児島地区合併協議会幹事会規程の一部改正について

鹿児島地区合併協議会幹事会規程を次のとおり改正したので報告する。

鹿児島地区合併協議会幹事会規程（平成15年1月24日制定）の一部を改正する規程を次のように定める。

鹿児島地区合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

別表中「鹿児島市企画部企画調整課長」を「鹿児島市企画部合併対策室長」に改める。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成15年4月15日

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

鹿児島地区合併協議会幹事会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、鹿児島地区合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所 掌 事 務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、協議又は検討を行うものとする。

(組 織)

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、鹿児島市企画部長をもって充てる。

3 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹 事 長 の 職 務 等)

第4条 幹事長は、会務を総理し、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

(専 門 部 会)

第6条 幹事長の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、専門的に協議又は検討を行うため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(意 見 の 聴 取)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報 告)

第8条 幹事長は、会議における協議又は検討の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶 務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第11条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

鹿兒島地区合併協議会幹事会幹事

鹿兒島市企画部合併対策室長

吉田町企画課長

桜島町企画調整課長

喜入町企画課長

松元町企画振興課長

郡山町企画振興課長

[参 考]

鹿児島地区合併協議会専門部会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島地区合併協議会幹事会規程(平成15年規程第1号。以下「規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、鹿児島地区合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所 掌 事 務)

第2条 専門部会は、鹿児島地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条各号に掲げる事務について、専門的に協議又は検討を行うものとする。

(組 織)

第3条 専門部会は、部会長及び委員をもって組織する。

2 部会長は別表の左欄に掲げる専門部会ごとに同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、委員は同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

(部 会 長 の 職 務 等)

第4条 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(合 同 会 議)

第6条 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(意 見 の 聴 取)

第7条 部会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報 告)

第8条 部会長は、会議における協議又は検討の経過及び結果について、幹事会の幹事長に報告するものとする。

(庶 務)

第9条 専門部会の庶務は、それぞれの専門部会ごとに当該専門部会の部会長の属する鹿児島市の部署の庶務を担当する課において処理する。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、鹿児島地区合併協議会の会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

鹿児島地区合併協議会専門部会部会長及び委員

専門部会	部会長	委員
企画専門部会	鹿児島市企画部長	鹿児島市企画部企画調整課長 鹿児島市企画部合併対策室長 鹿児島市企画部交通政策課長 鹿児島市企画部情報政策課長 鹿児島市企画部女性政策課長 吉田町企画課長 桜島町企画調整課長 桜島町企業部長 桜島町企業部管理課長 桜島町企業部船舶課長 喜入町企画課長 松元町企画振興課長 郡山町企画振興課長
総務専門部会	鹿児島市総務局総務部長	鹿児島市総務局総務部総務課長 鹿児島市総務局総務部広報課長 鹿児島市総務局総務部人事課長 鹿児島市総務局総務部職員課長 鹿児島市総務局財政部財政課長 鹿児島市総務局財政部管財課長 鹿児島市総務局財政部契約課長 鹿児島市総務局税務部市民税課長 鹿児島市総務局税務部資産税課長 鹿児島市総務局税務部納税課長 吉田町総務課長 吉田町税務課長 桜島町総務課長 桜島町税務課長 喜入町総務課長 喜入町税務課長 松元町総務課長 松元町税務課長 郡山町総務課長 郡山町税務課長

市民専門部会	鹿児島市市民局市民部長	鹿児島市市民局市民部市民参画推進課長 鹿児島市市民局市民部交通安全課長 鹿児島市市民局市民部防災火山対策課長 鹿児島市市民局市民部市民課長 鹿児島市市民局市民部国民年金課長 鹿児島市市民局市民部国民健康保険課長 鹿児島市消費生活センター所長 吉田町町民生活課長 桜島町町民生活課長 喜入町町民課長 松元町町民生活課長 郡山町住民生活課長
環境専門部会	鹿児島市環境局環境部長	鹿児島市環境局環境部環境総務課長 鹿児島市環境局環境部環境保全課長 鹿児島市環境局環境部環境衛生課長 鹿児島市環境局清掃部リサイクル推進課長 鹿児島市環境局清掃部南部清掃工場長 吉田町町民生活課長 桜島町町民生活課長 喜入町保健衛生課長 松元町町民生活課長 郡山町住民生活課長
健康福祉専門部会	鹿児島市健康福祉局健康福祉部長	鹿児島市健康福祉局健康福祉部健康福祉総務課長 鹿児島市健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課長 鹿児島市健康福祉局健康福祉部地域福祉課長 鹿児島市健康福祉局健康福祉部介護保険課長 鹿児島市福祉事務所保護第一課長 鹿児島市福祉事務所児童家庭課長 鹿児島市福祉事務所高齢者福祉課長 鹿児島市福祉事務所障害者福祉課長 鹿児島市保健所生活衛生課長 鹿児島市保健所保健予防課長 鹿児島市立病院事務局総務課長 吉田町保健福祉課長 桜島町保健福祉課長 喜入町いきいき対策課長

		<p>喜入町保健衛生課長 松元町保健福祉課長 郡山町保健福祉課長</p>
経済専門部会	鹿児島市経済局商工 観光部長	<p>鹿児島市経済局商工観光部商工総務課長 鹿児島市経済局商工観光部企業振興課長 鹿児島市経済局商工観光部観光課長 鹿児島市経済局農林部農政課長 鹿児島市経済局農林部農林課長 鹿児島市経済局農林部畜水産課長 鹿児島市農業委員会事務局長 吉田町経済課長 吉田町耕地課長 吉田町農業委員会事務局長 桜島町経済課長 桜島町企業部観光課長 桜島町農業委員会事務局長 喜入町経済課長 喜入町耕地課長 喜入町農業委員会事務局長 松元町農林課長 松元町農地整備課長 松元町農業委員会事務局長 郡山町農林課長 郡山町耕地課長 郡山町農業委員会事務局長</p>
建設専門部会	鹿児島市建設局建設 管理部長	<p>鹿児島市建設局建設管理部管理課長 鹿児島市建設局建設管理部公園緑化課長 鹿児島市建設局建設管理部河川港湾課長 鹿児島市建設局都市計画部都市計画課長 鹿児島市建設局都市計画部土地利用調整課長 鹿児島市建設局都市計画部ウォーターフロント 開発課長 鹿児島市建設局都市計画部区画整理課長 鹿児島市建設局建築部建築指導課長 鹿児島市建設局建築部住宅課長 鹿児島市建設局道路部道路建設課長 鹿児島市建設局道路部街路整備課長 鹿児島市建設局道路部道路維持課長</p>

		鹿児島市建設局道路部道路管理課長 吉田町建設課長 桜島町建設課長 喜入町建設課長 松元町建設課長 郡山町建設課長 郡山町都市計画課長
消防専門部会	鹿児島市消防局次長	鹿児島市消防局総務課長 鹿児島市消防局警防課長 鹿児島市消防局予防課長 吉田町総務課長 桜島町総務課長 喜入町消防署長 松元町総務課長 郡山町総務課長
交通専門部会	鹿児島市交通局次長	鹿児島市交通局総務課長 鹿児島市交通局総合企画課長 鹿児島市交通局バス事業課長 吉田町企画課長 桜島町自動車課長 喜入町企画課長 松元町企画振興課長 郡山町企画振興課長
水道専門部会	鹿児島市水道局総務部長	鹿児島市水道局総務部総務課長 鹿児島市水道局総務部経営管理課長 鹿児島市水道局総務部給排水設備課長 鹿児島市水道局水道部水道整備課長 鹿児島市水道局下水道部下水道建設課長 吉田町水道課長 桜島町町民生活課長 喜入町水道課長 松元町建設課長 郡山町建設課長
教育専門部会	鹿児島市教育委員会事務局管理部長	鹿児島市教育委員会事務局管理部総務課長 鹿児島市教育委員会事務局管理部施設課長 鹿児島市教育委員会事務局管理部市民スポーツ課長 鹿児島市教育委員会事務局管理部文化課長

		<p>鹿児島市教育委員会事務局教育部学務課長 鹿児島市教育委員会事務局教育部学校教育課長 鹿児島市教育委員会事務局教育部保健体育課長 鹿児島市教育委員会事務局教育部青少年課長 鹿児島市教育委員会事務局教育部生涯学習課長 鹿児島市立学校給食センター所長 吉田町教育委員会事務局総務課長 吉田町教育委員会事務局社会教育課長 吉田町教育委員会事務局給食センター所長 桜島町教育委員会事務局総務課長 桜島町教育委員会事務局社会教育課長 桜島町教育委員会事務局スポーツ振興課長 喜入町教育委員会事務局総務課長 喜入町教育委員会事務局指導課長 喜入町教育委員会事務局社会教育課長 喜入町教育委員会事務局社会体育課長 喜入町教育委員会事務局給食センター所長 松元町教育委員会事務局総務課長 松元町教育委員会事務局社会教育課長 松元町教育委員会事務局給食センター所長 郡山町教育委員会事務局総務課長 郡山町教育委員会事務局社会教育課長 郡山町教育委員会事務局給食センター所長</p>
議会事務局専門部会	鹿児島市議会事務局 長	<p>鹿児島市議会事務局総務課長 鹿児島市議会事務局政務調査課長 鹿児島市議会事務局議事課長 吉田町議会事務局長 桜島町議会事務局長 喜入町議会事務局長 松元町議会事務局長 郡山町議会事務局長</p>

報告

(3) 鹿児島地区合併協議会財務規程の一部改正について

鹿児島地区合併協議会財務規程を次のとおり改正したので報告する。

鹿児島地区合併協議会財務規程（平成15年1月24日制定）の一部を改正する規程を次のように定める。

鹿児島地区合併協議会財務規程の一部を改正する規程

別表第2中

「	1 事業費	1 会議費	1 会議費
			2 広報啓発費
」			

を

「	1 事業費	1 会議費	1 会議費
			2 広報啓発費
	2 事業費		1 電算システム調査費
」			

に改める。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成15年4月15日

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

鹿児島地区合併協議会財務規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、鹿児島地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、鹿児島地区合併協議会（以下「協議会」という。）の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、1市5町の負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の執行に要する経費（協議会の事務局の職員の給与費を除く。）をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(歳入歳出予算の款、項及び目)

第3条 歳入予算の款、項及び目は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目は、別表第2のとおりとする。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定の予算に変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

(出 納)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

3 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算)

第6条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、規約第15条第1項の規定に基づく監査委員の監査を受けた後、協議会の認定を得なければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、鹿児島市の例によるものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる帳簿等を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか必要な書類

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 預金利子等

別表第 2 (第 3 条関係)

款	項	目
1 事業費	1 会議費	1 会議費 2 広報啓発費
	2 事業費	1 電算システム調査費
2 事務局費	1 事務局費	1 事務局費

第9号議案（第2回協議会提案：継続協議）

合併の期日について

合併の期日を次のとおり決定することについて、協議を求める。

合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。

平成15年2月14日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

[参 考]

1 合併の期日を決定することの意義

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 市町村建設計画の期間の始期を明確にすることになる。

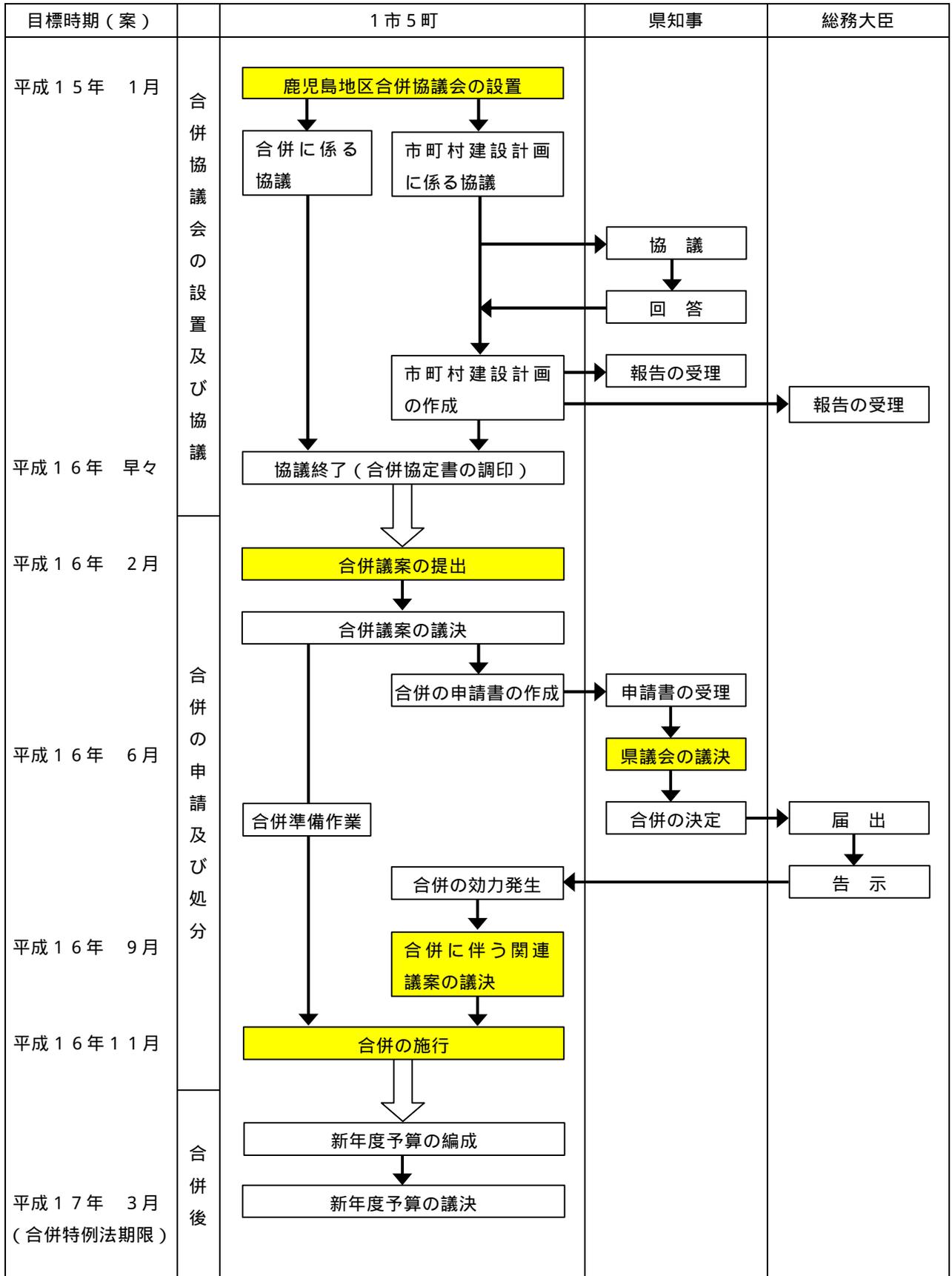
2 合併の期日を決定するにあたっての留意点

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。
 - ・ 合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。
 - ・ このことについては、平成14年9月6日に開催された1市5町の首長の会で確認がなされている。
- (2) 合併の手續に要する期間を考慮すること。
 - ・ 合併するためには、合併協定書の調印後、1市5町の各議会において合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手續が定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。
 - ・ 平成16年早々に合併協定書の調印を行えば、その後の手續に要する期間を考慮すると、合併の期日は平成16年10月以降となる。
- (3) 合併後の市の予算編成に要する期間を考慮すること。
 - ・ 合併後の市が速やかに一体性の確立を図るためには、市町村建設計画に基づく各種事業の執行に要する予算を早期に編成する必要がある。
 - ・ 平成17年度当初予算を合併後の市の本格予算として編成するとすれば、予算編成に要する期間を考慮して、合併の期日は平成16年中とすることが適当である。
- (4) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を想定すること。
 - ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
 - ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による5町の決算処理は出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
 - ・ 合併の前日まで現行の電算システムを稼動しながら、合併の期日から統合した新システムに移行するためには、休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当である。
- (5) 首長の任期を考慮すること。

3 資料

- (1) 合併の手續の概要（資料1）
- (2) 合併の期日の事例（資料2）

合併の手續の概要



合併の期日の事例

1 平成5年以降に合併した先行事例

合併期日	合併後の市の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定合併協議会設置期日
平成5年7月1日(木)	飯田市	1市1町	編入	昭和63年7月1日
平成6年11月1日(火)	ひたちなか市	2市	新設	平成6年2月15日
平成7年9月1日(金)	あきる野市	1市1町	新設	平成6年9月28日
平成11年4月1日(木)	篠山市	4町	新設	平成9年4月1日
平成13年1月1日(月)	新潟市	1市1町	編入	平成12年1月19日
平成13年1月21日(日)	西東京市	2市	新設	平成11年10月11日
平成13年4月1日(火)	潮来市	2町	編入	平成11年8月23日
平成13年5月1日(火)	さいたま市	3市	新設	平成12年4月29日
平成13年11月15日(木)	大船渡市	1市1町	編入	平成13年7月19日
平成14年4月1日(月)	さぬき市	5町	新設	平成12年4月1日
平成14年11月1日(金)	つくば市	1市1町	編入	昭和63年2月8日
平成15年2月3日(月)	福山市	1市2町	編入	平成14年1月21日

2 県外における合併協議の事例

合併期日	協議会の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定合併協議会設置期日
平成16年10月1日(金)	鳥取東部地域 (注)参照	1市6町 2村	編入	平成14年11月15日
平成16年11月1日(月)	島原地域一市五 町合併協議会	1市5町 (島原市他)	新設	平成14年7月1日
平成17年1月4日(火)	長崎地域合併協 議会	1市5町 (長崎市他)	編入	平成14年10月1日

(注)鳥取東部地域については、3協議会(鳥取市・国府町・福部村合併協議会、鳥取市・河原町・用瀬町・佐治村合併協議会、鳥取市・鹿野町・気高町・青谷町合併協議会)が合同で合併協議を行っている。

3 県内における合併協議の事例

合併期日	協議会の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定合併協議会設置期日
平成16年10月(目標) 任意合併協議会で確認	川西薩地区法定 合併協議会	2市4町 3村	未定	平成14年12月25日
平成16年10月(目標) 任意合併協議会で確認	日置合併協議会	6町	未定	平成15年1月21日

(注)川西薩地区及び日置地区の合併期日については、今後法定合併協議会で具体的な期日を提案予定。

第10号議案（第2回協議会提案：継続協議）

市町村建設計画の原案策定方針について

鹿児島地区合併協議会規約第3条第2号に規定する市町村建設計画の原案策定方針を次のとおり定めることについて、協議を求める。

市町村建設計画の原案策定方針は、別紙のとおりとする。

平成15年2月14日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

(別紙)

市町村建設計画原案策定方針

1 計画策定の趣旨

この計画においては、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各総合振興計画を継承するとともに、「第四次鹿児島市総合計画」を踏まえ、鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「1市5町」という。）の合併後のまちづくりの基本方針を定め、総合的なまちづくり計画を策定する。これにより、1市5町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すものとする。

2 計画策定の指針

- (1) 1市5町の合併後のまちづくりに関する事業については、必要性、緊急性、優先性、有効性、地域性などを十分に検討して選定する。
- (2) 地方交付税、国庫補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、健全財政を堅持する観点に立つ堅実な財政計画に基づくものとする。
- (3) ハード面の整備に止まることなく、ソフト面にも配慮するものとする。
- (4) 公共施設等の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域性や地域バランス、更には財政事情を考慮しながら逐次実施するものとする。
- (5) 計画の実施を通して、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという計画の役割を果たすとともに、併せて行政の組織及び運営の合理化を図るものとする。

3 計画内容

- (1) 計画の対象となる地域
1市5町の地域とする。
- (2) 計画の構成
まちづくり計画及び財政計画を中心として構成する。
- (3) 計画の期間
合併施行の日からおおむね10か年とする。
- (4) 総合計画及び総合振興計画との整合
1市5町の総合計画及び総合振興計画の基本構想、基本計画等に基づき、まちづくりの基本方針を作成し、具体的な施策については、1市5町の基本計画、実施計画等を基に、合併により必要となる施策や一体的に継続して実施する施策を選定するものとする。

(5) まちづくり計画

対象事業の範囲

対象事業は、合併後のまちづくりの基本となるものとし、鹿児島県が事業主体となるものを含むものとする。

対象事業の選定基準等

- (ア) 1市5町の総合計画又は総合振興計画の中に定められていること及び高い事業効果があること。
- (イ) 合併に伴う効果が最大限に発揮される新たな視点に立ったまちづくりの推進に大きく寄与する事業であること。
- (ウ) 「第四次鹿児島広域市町村圏計画」に位置付けられた事業等、地域の一体的発展につながる重要な事業であること。
- (エ) 鹿児島県の「21世紀新かごしま総合計画」と整合性が図られる事業であること。
- (オ) 公共施設等の整備については、既存施設の有効活用に配慮するとともに、新設の場合は複合的な施設として整備することを基本とすること。
- (カ) 合併特例債の活用については、将来の健全財政に対して十分配慮するとともに、長期的視点に立って検討すること。

4 財政計画

(1) 策定の趣旨

財政計画は、まちづくり計画に定められた事業を総合的かつ計画的に推進できるよう、長期的な見通しに立って行財政の健全な運営を図ることを目的に策定するものである。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、まちづくり計画の事業を推進するに当たって必要となる財源の見通しと、その年次別の重点的・効率的な配分などを明らかにするものとする。

(2) 策定の基本的考え方

策定にあたっては、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、さらに国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、まちづくり計画を財政面からも検証することとする。

5 方針の施行日

この方針は、平成 年 月 日から施行する。

第11号議案

平成15年度鹿児島地区合併協議会の事業計画について

平成15年度鹿児島地区合併協議会の事業計画を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成15年度鹿児島地区合併協議会事業計画

1 会議の開催

- (1) 協議会（概ね月1回）及び幹事会（月2～3回）の開催
- (2) 専門部会の随時開催

2 市町村建設計画の作成

3 協定項目の協議・調整

4 住民への積極的な情報提供

合併協議会での協議内容や合併関係資料等を広く住民に情報提供する。

- (1) 鹿児島地区合併協議会だよりを作成し、1市5町の全世帯に配付する。
- (2) 鹿児島地区合併協議会のホームページを随時更新する。

5 1市5町の電算システムの調査

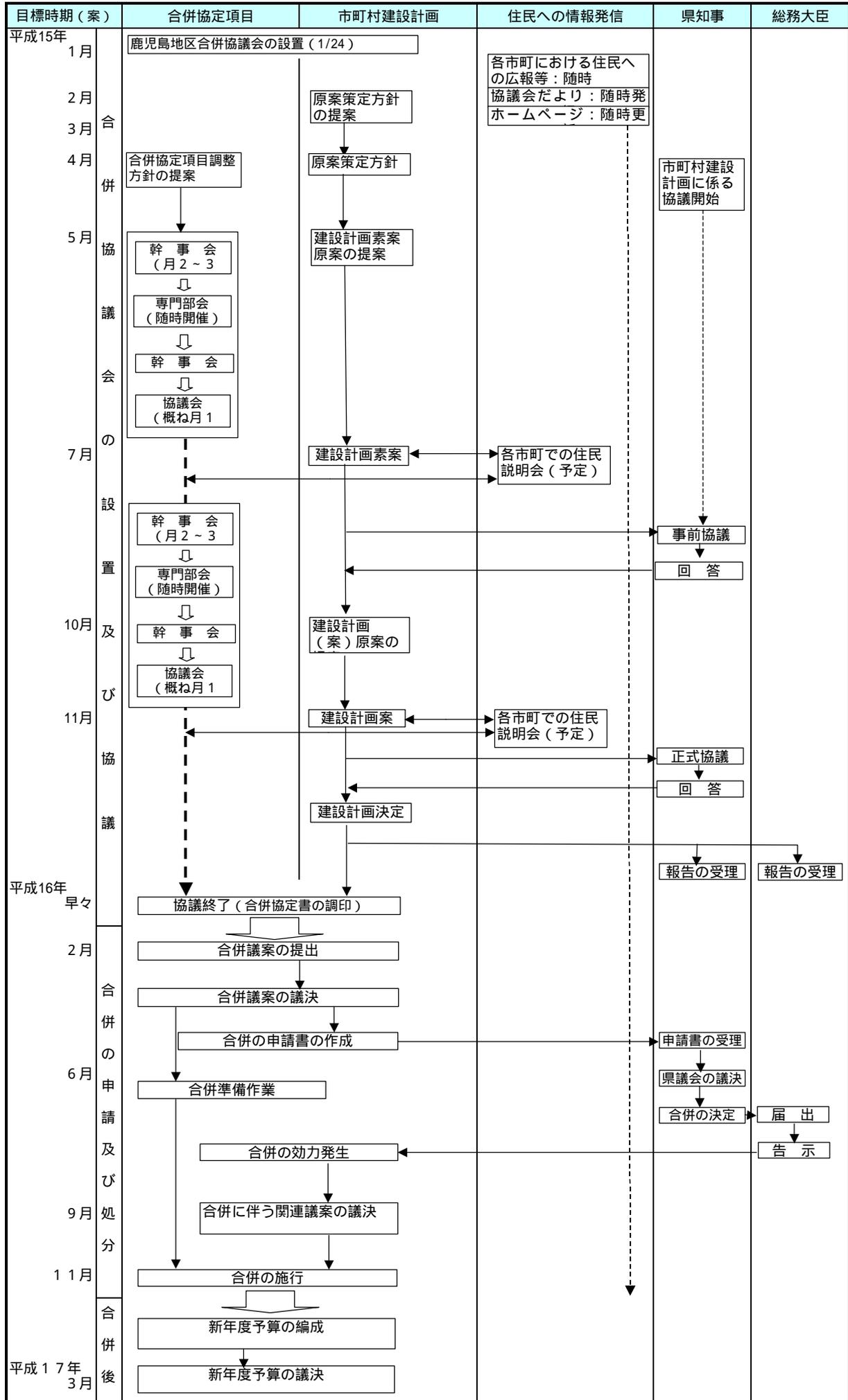
6 その他

国や県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

鹿児島地区合併協議会の協議スケジュール（案）



第12号議案

平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算について

平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成15年度鹿児島地区合併協議会予算

平成15年度鹿児島地区合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は、別表のとおりとする。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

(別表)

【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	本年度	説明
1	負担金		53,474	
	1	負担金	53,474	
		1	53,474	1市5町負担金
2	繰越金		3,900	
	1	繰越金	3,900	
		1	3,900	平成14年度からの繰越金
3	諸収入		26	
	1	諸収入	26	
		1	26	預金利子等
歳入合計			57,400	

【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	本年度	説明
1	事業費		50,559	
	1	会議費	23,498	
		1	5,063	報酬(協議会委員等) 2,808
				需用費(会議資料等) 362
				役務費(会議録速記料等) 1,125
				使用料及び賃借料(会議室) 768
		2	18,435	需用費(協議会だより印刷等) 13,300
				委託料(協議会だより配付・ホームページ作成) 5,135
	2	事業費	27,061	
		1	27,061	委託料(調査委託料等) 27,061
2	事務局費		6,841	
	1	事務局費	6,841	
		1	6,841	共済費(臨時職員雇用保険料等) 215
				賃金(臨時職員) 1,465
				旅費(他地区視察等) 1,982
				需用費(消耗品等) 2,115
				役務費(電話・ファックス使用料等) 121
				使用料及び賃借料(北機・ファックスリース料等) 943
歳出合計			57,400	

[参 考]

平成15年度鹿児島地区合併協議会 各市町の負担金一覧

(単位 : 千円)

市町名	負 担 金							
	協議会運営費			電算システム調査費				合 計
	均等割 (30%)	人口割 (70%)	計	共 通 経 費		個別経費	計	
				均等割 (30%)	人口割 (70%)			
鹿児島市	1,321	16,964	18,285	434	5,572	2,285	8,291	26,576
吉 田 町	1,321	361	1,682	434	118	3,220	3,772	5,454
桜 島 町	1,321	144	1,465	434	47	3,220	3,701	5,166
喜 入 町	1,321	392	1,713	434	129	3,220	3,783	5,496
松 元 町	1,321	371	1,692	434	122	3,220	3,776	5,468
郡 山 町	1,321	255	1,576	434	84	3,220	3,738	5,314
合 計	7,926	18,487	26,413	2,604	6,072	18,385	27,061	53,474

第13号議案

合併協定項目の調整方針について

鹿児島地区合併協議会の合併協定項目の調整方針を次のとおり定めることについて、協議を求める。

鹿児島地区合併協議会の合併協定項目の調整方針は、別紙のとおりとする。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

(別紙)

合併協定項目調整方針

1 目的

鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「1市5町」という。）の行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政サービスや負担水準がそれぞれ異なっている。

1市5町が合併するとすれば、各市町において実施している行政制度や事務事業等は、住民生活に及ぼす影響などについて配慮しながら、一本化の調整を行う必要があるため、合併協定項目の調整方針を定めるものとする。

2 基本原則

- (1) 1市5町の行政制度等の調整にあたっては、合併後の市の将来像を展望するとともに、合併後における速やかな一体性の確保を図るものとする。
- (2) 調整にあたっては、住民生活に十分配慮するとともに、効率的な行財政の運営に留意するものとする。

3 基本的区分

1市5町の行政制度等の具体的な調整は、おおむね次の区分によるものとする。

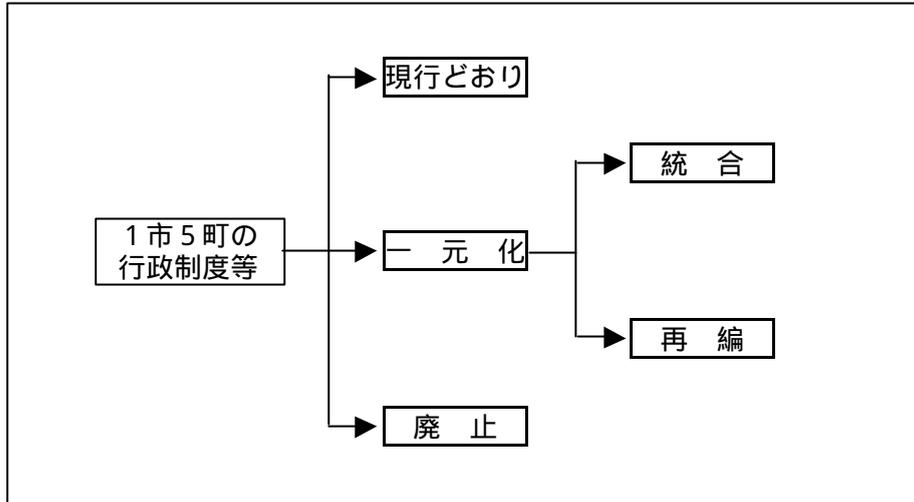
- (1) 1市5町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮し、合併後も現行どおり存続させるもの、一元化を図るもの又は廃止するものに区分する。
- (2) 一元化を図るものは、統合又は再編に区分する。

4 調整にあたっての留意事項

- (1) 鹿児島市の行政制度等は、合併後の市においても原則として存続するが、1市5町間で補助率や負担割合などが異なるものの調整については、鹿児島市の制度を基本にして検討する。
- (2) 5町において各町が単独又は複数の町で実施している行政制度等については、その有効性並びに財政に及ぼす影響等を勘案して調整する。

[参 考]

調整の基本的区分（図示）



[参 考]

鹿児島地区合併協議会の協定項目・スケジュール(案)

区分	協定項目等	スケジュール
1	(1)合併の方式	1月31日
	(2)合併後の市の名称	第1回協議会
	(3)合併後の市の事務所の位置	提案
2	(4)合併の期日	2月14日
	市町村建設計画原案策定方針	第2回協議会 提案
3	合併協定項目調整方針	4月15日
	(5)議会の議員の定数及び任期の取扱い	第3回協議会
	(6)農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	提案
	(7)一般職の職員の取扱い	
	(8)事務組織及び機構の取扱い	
	(9)条例、規則等の取扱い	
4	市町村建設計画(素案)	5月
	(10)町名・字名の取扱い	第4回協議会
	(11)慣行の取扱い	提案
	(12)財産の取扱い	
	(13)公共的団体等の取扱い	
	(14)地方税の取扱い	
	(15)国民健康保険事業	
5	(16)ごみ処理事業	6月
	(17)し尿処理事業	第5回協議会
	(18)環境衛生事業	提案
	(19)上・下水道事業	
	(20)都市計画の取扱い	
	(21)建設関係事業	
	(22)消防関係事業	
	(23)一部事務組合等の取扱い	

区分	協定項目等	スケジュール
6	(24)地域福祉事業	7月
	(25)介護保険事業	第6回協議会
	(26)児童福祉事業	提案
	(27)高齢者福祉事業	
	(28)障害者福祉事業	
	(29)生活保護事業	
	(30)健康づくり事業	
7	(31)保健衛生事業	
	(32)交通関係事業	8月
	(33)女性政策事業	第7回協議会
	(34)姉妹都市等、国際・国内交流事業	提案
	(35)広聴広報関係事業	
	(36)防災・防犯関係事業	
	(37)コミュニティ関係事業	
	(38)住民サービス窓口業務	
8	(39)特別職の取扱い	9月
	(40)地域審議会の取扱い	第8回協議会
	(41)電算システム事業	提案
	(42)使用料、手数料等の取扱い	
	(43)負担金、補助金、交付金の取扱い	
	(44)農林水産業関係事業	
	(45)商工・観光関係事業	
	(46)学校教育事業	
(47)社会教育事業		
9	(48) その他事業	
	(49) 市町村建設計画(案)	10月 第9回協議会 提案
	市町村建設計画(案)	11月 第10回協議会 協議

第14号議案

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱い案を、1市5町の議会において作成することについて、協議を求める。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

〔 参 考 〕

議会の議員の概要

(平成 15 年 4 月 1 日現在)

市町名	人 口	法定上限数	条例定数	現員数	任 期
鹿 児 島 市	552,098 人	56 人	50 人	47 人	平成 16 年 4 月 28 日
吉 田 町	11,736 人	22 人	16 人	16 人	平成 17 年 4 月 24 日
桜 島 町	4,678 人	14 人	14 人	16 人	平成 15 年 4 月 30 日
喜 入 町	12,802 人	22 人	18 人	18 人	平成 15 年 4 月 29 日
松 元 町	12,065 人	22 人	18 人	18 人	平成 15 年 4 月 30 日
郡 山 町	8,314 人	18 人	16 人	14 人	平成 15 年 4 月 29 日
合 計	601,693 人	56 人	132 人	129 人	

人口は平成 12 年国勢調査による。

法定上限数は、地方自治法に規定される最大定数。

桜島町の条例定数は、平成 15 年 4 月 27 日執行の一般選挙から適用される。

地方自治法（抜粋）

（市町村議会の議員の定数）

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- | | | |
|----|-------------------------|--|
| 一 | 人口 2 千未満の町村 | 12 人 |
| 二 | 人口 2 千以上 5 千未満の町村 | 14 人 |
| 三 | 人口 5 千以上 1 万未満の町村 | 18 人 |
| 四 | 人口 1 万以上 2 万未満の町村 | 22 人 |
| 五 | 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 | 26 人 |
| 六 | 人口 5 万以上 10 万未満の市 | 30 人 |
| 七 | 人口 10 万以上 20 万未満の市 | 34 人 |
| 八 | 人口 20 万以上 30 万未満の市 | 38 人 |
| 九 | 人口 30 万以上 50 万未満の市 | 46 人 |
| 十 | 人口 50 万以上 90 万未満の市 | 56 人 |
| 十一 | 人口 90 万以上の市 | 人口 50 万を超える数が 40 万を増すごとに 8 人を 56 人に加えた数（その数が 96 人を超える場合にあっては、96 人） |

[参 考]

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。）の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

[参 考]

編入合併における議会の議員の定数と任期の取扱い

編入合併においては、編入される町の議員は、町の法人格が消滅するため失職することになるが、合併特例法では、激変緩和的な措置として、合併後の議員の定数や在任期間に係る特例措置を定めている。

取扱区分	編入される町の議員	鹿児島市の議員
1.合併特例法によらない場合	失職	全議員が在任
2.合併特例法の定数特例による場合	失職 合併後、編入される町ごとの区域において増員選挙を実施	
3.合併特例法の在任特例による場合	編入される町的全議員が在任	

1. 合併特例法によらない場合

合併	編入合併特例定数	鹿児島市の条例定数	鹿児島市の条例定数
増員選挙	鹿児島市の議員の在任期間	一般選挙	一般選挙

2. 定数特例による場合

合併後、編入される町ごとの区域において、増員選挙により選出された議員は、編入をする鹿児島市の議員の残任期間だけ在任する。

さらに、合併後最初に行われる一般選挙においても増員選挙を実施できる。

$$\begin{aligned} \text{増員数} &= \text{編入をする鹿児島市の議員定数} \times (\text{編入される町の人口} \div \text{編入をする鹿児島市の人口}) \\ &= \text{各町から1人} \quad (\text{注 端数四捨五入、1人未満は0人}) \end{aligned}$$

$$\text{編入合併特例定数} = \text{編入をする鹿児島市の議員定数} + \text{増員数}$$

合併特例法第6条第2項適用（定数特例）

合併	編入合併特例定数	鹿児島市の条例定数	鹿児島市の条例定数
増員選挙	鹿児島市の議員の在任期間	一般選挙	一般選挙

合併特例法第6条第2項、第5項適用（定数特例+定数特例）

合併	編入合併特例定数	編入合併特例定数	鹿児島市の条例定数
増員選挙	鹿児島市の議員の在任期間	一般選挙	一般選挙

3. 在任特例による場合

編入される町の議員は、編入をする鹿児島市の議員の残任期間だけ在任する。

さらに、合併後最初の一般選挙において、編入合併特例定数による増員選挙を実施できる。

合併特例法第7条第1項第2号適用（在任特例）

合併	在任	鹿児島市の条例定数	鹿児島市の条例定数
選挙なし	鹿児島市の議員の残任期間	一般選挙	一般選挙

合併特例法第7条第1項第2号、第3項適用（在任特例 + 定数特例）

合併	在任	編入合併特例定数	鹿児島市の条例定数
選挙なし	鹿児島市の議員の残任期間	一般選挙	一般選挙

第 1 5 号議案

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い案を、1市5町の農業委員会において作成することについて、協議を求める。

平成 1 5 年 4 月 1 5 日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

[参 考]

農業委員会の概要

			鹿児島市	吉田町	桜島町
区 域 面 積			28,979 ha	5,479 ha	3,219 ha
農 地 面 積			1,360 ha	378 ha	271 ha
基 準 農 業 者 数			3,321	803	431
農 業 委 員 の 任 期			平成13年4月29日 ~ 平成16年4月28日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日
農 業 委 員 の 数	公 選 委 員	定 数	25 人	10 人	11 人
		現 員	25 人	10 人	11 人
	選 任 委 員		11 人	5 人	3 人
	1号委員	現 員	6 人	3 人	2 人
	2号委員	現 員	5 人	2 人	1 人
	計		現 員	36 人	15 人

			喜入町	松元町	郡山町
区 域 面 積			6,123 ha	5,105 ha	5,775 ha
農 地 面 積			872 ha	743 ha	577 ha
基 準 農 業 者 数			785	684	901
農 業 委 員 の 任 期			平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日
農 業 委 員 の 数	公 選 委 員	定 数	10 人	10 人	10 人
		現 員	9 人	10 人	10 人
	選 任 委 員		4 人	3 人	4 人
	1号委員	現 員	2 人	2 人	2 人
	2号委員	現 員	2 人	1 人	2 人
	計		現 員	13 人	13 人

			5 町 の 合 計	1 市 5 町 の 合 計
区 域 面 積			25,701 ha	54,680 ha
農 地 面 積			2,841 ha	4,201 ha
基 準 農 業 者 数			3,604	6,925
農 業 委 員 の 数	公 選 委 員	定 数	51 人	76 人
		現 員	50 人	75 人
	選 任 委 員		19 人	30 人
	1号委員	現 員	11 人	17 人
	2号委員	現 員	8 人	13 人
	計		現 員	69 人

農地面積は平成13年農林水産年報

基準農業者数は2000年農林業センサス

農業委員の定数・現員は平成15年3月1日現在

公選委員は選挙により選ばれた委員

選任委員の1号委員は、農業協同組合、農業共済組合が組合ごとに推薦した委員

選任委員の2号委員は、議会が推薦した委員

[参 考]

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

農業委員会等に関する法律（抜粋）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日)まで在任する。
- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)

- 第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令(抜粋)

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

[参 考]

1. 合併後、1つの農業委員会を置く場合

(1) 編入合併後の委員の定数

ア 選挙による委員は、30人以内で条例で定めた数となる。〔現行25人〕

（農業委員会等に関する法律第7条、同法施行令第2条の2）

イ 選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した各1人、並びに議会が推薦した学識経験者5人以内となる。

（農業委員会等に関する法律第12条）

(2) 合併特例法（在任特例措置）による選挙委員の定数及び任期の取扱い

編入合併においては、編入される町の農業委員は、町の法人格が消滅し農業委員会が廃止されるため失職することになるが、合併特例法では、激変緩和的な措置として、合併後の委員の定数や在任期間に係る特例措置を定めている。

ア 編入する鹿児島市の選挙による委員は、そのまま在任する。

イ 編入される5町の選挙による委員は、40人を超えない範囲で在任できる。ただし、在任期間は編入する鹿児島市の委員の残任期間となる。

（市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項）

編入合併後の委員数

	選 挙		選 任	計
	鹿児島市	5 町		
合併特例法によらない場合	25人	0人	15人	40人
合併特例法による場合	25人	40人以下	15人	80人以下

（注1）鹿児島市の選挙による委員は現行条例による数、選任による委員は現在の農業協同組合等による数。

（注2）合併特例法適用期間後の委員数は、合併特例法によらない場合の委員数になる。

2. 合併後、2つ以上の農業委員会を置く場合

農業委員会は、本来1市町村1農業委員会が原則である。ただし、その区域が著しく大きい（24,000haを超える）市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい（7,000haを超える）市町村にあっては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（農業委員会等に関する法律第3条第2項、第34条第2項）

第16号議案

一般職の職員の取扱いについて

一般職の職員の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

- 1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の一般職の職員は、すべて鹿児島市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱うものとし、1市5町の長が別に協議するものとする。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

[参 考]

一般職の職員数 (1 5 . 4 . 1 現在)

(単 位 : 人)

区 分	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	計
局長級	16						16
部長級	78						78
課長級	330	13	39	22	14	21	439
課長補佐級		25	45	26	11		107
係長級	1,024	31	45	49	22	24	1,195
その他	3,591	36	152	58	58	46	3,941
計	5,039	105	281	155	105	91	5,776

[参 考]

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

第17号議案

事務組織及び機構の取扱いについて

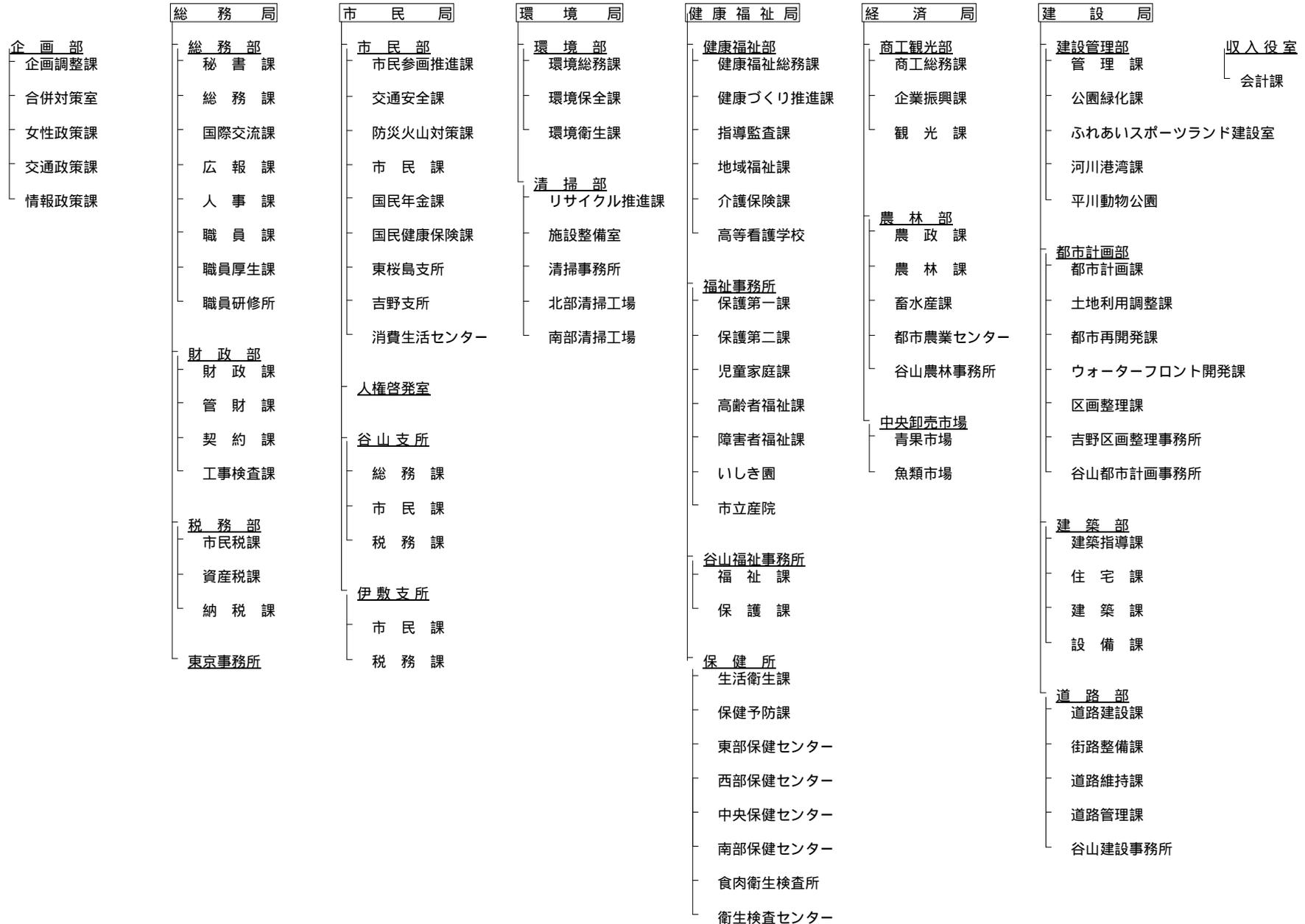
事務組織及び機構の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 5町の役場は、支所とする。
- 2 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。
- 3 附属機関については、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、所要の措置を行うものとする。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

鹿 児 島 市 の 組 織 ・ 機 構



議 会

教 育 委 員 会

水 道 事 業 管 理 者
公 共 下 水 道 事 業 管 理 者

交 通 事 業 管 理 者

病 院 事 業 管 理 者

事 務 局

- 総務課
- 政務調査課
- 議事課

選 挙 管 理 委 員 会

事務局

監 査 委 員 会

事務局

公 平 委 員 会

事務局

農 業 委 員 会

事務局

事 務 局

- 管 理 部
 - 総務課
 - 施設課
 - 市民スポーツ課
 - 文化課
 - 美術館
 - 図書館
 - 科学館
 - 市民体育館
 - ふるさと考古歴史館
 - かごしま近代文学館

教 育 部

- 学 務 課
- 学校教育課
- 保健体育課
- 青少年課
- 生涯学習課
 - 生涯学習プラザ
 - 中央公民館
 - 鴨池公民館
 - 城西公民館
 - 谷山市民会館
 - 吉野公民館
 - 伊敷公民館
 - 武・田上公民館
 - 東桜島公民館
 - 少年自然の家
 - 婦人会館
 - 青年会館
 - 学習情報センター
 - 学校給食センター
 - 宮川野外活動センター
 - 勤労婦人センター
 - 青少年補導センター
 - 勤労青少年ホーム
 - 結婚相談所

水 道 局

- 総 務 部
 - 総務課
 - 経営管理課
 - 経理課
 - 営業課
 - 収納課
 - 給排水設備課

水 道 部

- 水道整備課
- 水道管路課
- 配水管理課

下 水 道 部

- 下水道建設課
- 下水道管路課
- 下水処理課

交 通 局

- 総合企画課
- 総務課
- 経理課
- 電車事業課
- バス事業課

市 立 病 院

事 務 局

- 総務課
- 経理課
- 医事課

診 療 各 科

- 内 科
- 消化器科
- 循環器科
- 小 児 科
- 外 科
- 整形外科
- 形成外科
- 脳神経外科
- 小児外科
- 皮膚科
- 泌尿器科
- 産婦人科
- 眼 科
- 耳鼻いんこう科
- 放射線科
- 歯 科
- 麻 酔 科
- 薬 剤 科
- 看 護 科
- 救命救急センター
- 周産期医療センター
- 人工透析部
- 中央放射線室
- 中央研究検査室
- 病理研究検査室
- 中央手術室
- 中央材料室
- 中央理学療法室
- 中央集中治療室
- 中央カテーテル管理室
- 中央図書室

消 防 局

- 総務課
- 警防課
- 予防課
- 中央消防署
- 西消防署
- 南消防署

5 町の組織・機構

吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町	松 元 町	郡 山 町
<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画課 税務課 経済課 耕地課 町民生活課 保健福祉課 建設課 水道課 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画調整課 税務課 経済課 町民生活課 保健福祉課 建設課 管理課 観光課 営業課 船舶課 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画課 税務課 経済課 耕地課 町民課 保健衛生課 いそむ対策課 建設課 水道課 老人ホーム喜入園 マリニピア施設 管理事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画振興課 税務課 農林課 農地整備課 町民生活課 保健福祉課 建設課 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画振興課 税務課 農林課 耕地課 住民生活課 保健福祉課 建設課 都市計画課
収入役室	収入役室	収入役室	収入役室	収入役室
町議会	町議会	町議会	町議会	町議会
<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局 教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 社会教育課 	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局 教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 社会教育課 スポーツ振興課 	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局 教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 指導課 社会教育課 社会体育課 給食センター 図書館 公民館 	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局 教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 社会教育課 給食センター 中央公民館 	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局 教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 社会教育課 給食センター 中央公民館
農業委員会	農業委員会	農業委員会	農業委員会	農業委員会
事務局	事務局	事務局	事務局	事務局
監査委員	監査委員	監査委員	監査委員	監査委員
事務局	(書記)	(書記長)	(書記)	事務局
選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙管理委員会
事務局	事務局	(書記長・書記)	(書記長・書記)	事務局

第18号議案

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行うものとする。

平成15年4月15日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則